

対象になるのか。

→家族従事者などを除けば、農業従事者も労働保護法規の適用対象であるが、農林水産省に安全担当の部署があると承知している。検討については広く検討をお願いしたい。対応は、必要に応じ、当方で整理させていただく。

- ・本検討会は、ILO170号条約（職場における化学物質の使用の安全に関する条約）の批准に向けた検討となるのか。

→化学物質による労働者の健康障害の防止を図るということについて、現在の化学物質管理のあり方を検討していくというのが今回の趣旨であるが、前向きに考えていただきたい。

- ・国際的には、市場にあるあらゆる有害物についてラベルで知らせるというシステムが確立している。わが国にはそういう概念の基本となる法律がない。

- ・現場で取り扱う化学物質にどういう危険性があるか、入手した危険有害性情報をどのように活用すればよいかといった教育が労働者、管理者双方に対して不十分である。

- ・MSDSについては、化学物質情報の「伝達」と「活用」が十分ではない状況にある。そのため、単にMSDS交付対象化学物質を増やすだけでなく、MSDSの普及や活用に係る労働者への教育なども同時に促進しないと空回りに終わってしまう。

- ・表示については、現場の実態に応じて、GHS勧告書でも示されている代替手段も認め、柔軟に自主的なやり方を促進できるものを検討する必要がある。

- ・例えば、製品を小分けする際、労働現場の実態として、小分けしたすべてのものにフルの法定要件を記載して表示（ラベリング）することは物理的に困難であるため、GHS代替手段を含め、ラベルの記載内容は最低限、名称（一般名も）、絵表示を記載するといった柔軟な対応も考慮すべき。

- ・中毒にかかった患者が原因となった物質の名称さえ知らないことがあり、診療方針の決定に苦慮するため、有害物質について、表示は必要。

③ リスクアセスメントの普及に関する事項

- ・どのような事業場、どのレベルの人を対象に、どの程度までのリスクアセスメントを実施すればよいのかを明確にすることが必要。
- ・リスクアセスメントの実施を促進するためには、最低限実施しなけ